

空家等対策について



◇平成30年度第1回習志野市安全で安心なまちづくり協議会◇
平成30年8月27日（月）

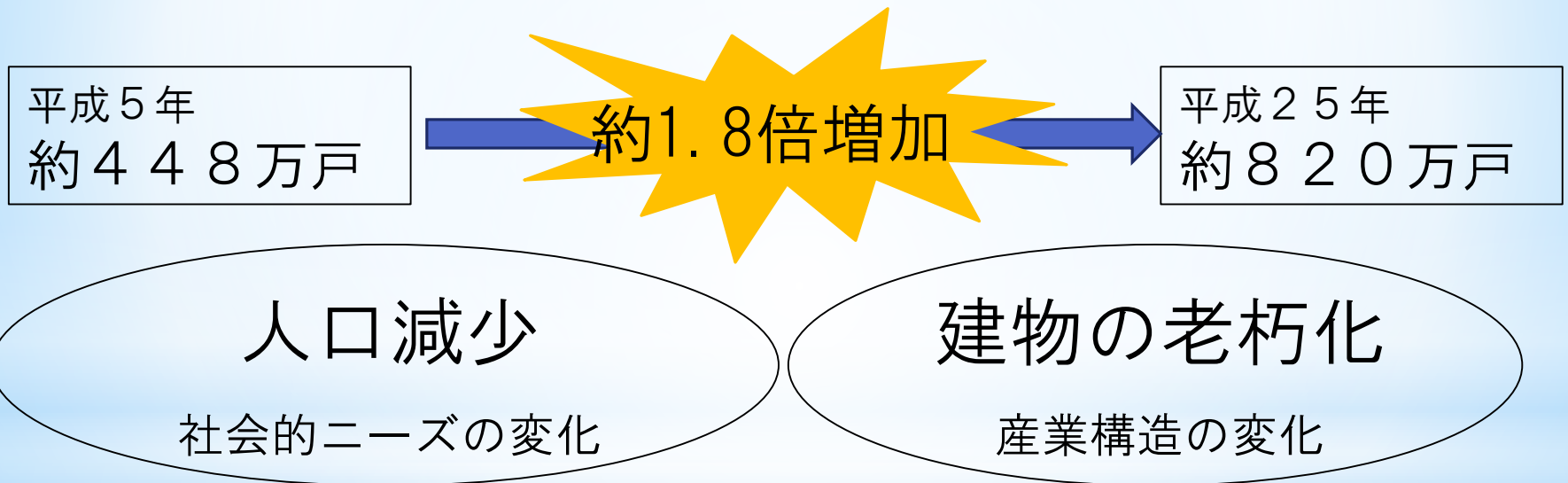
目次

1. 計画策定の背景
2. 空家等実態調査
3. 本市の空家等に関する主な課題
4. 空家等対策に関する基本方針
5. 基本方針に基づく取り組み

1. 計画策定の背景

◎近年、全国的に**空き家**が年々増加している。

空き家総数



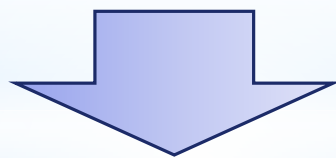
空家等対策の推進に関する特別措置法

◎なぜ「空家等対策計画」が必要なのか

空家等対策は

「効果的」「効率的」

に対応する必要がある。



「総合的」かつ「計画的」に実施するため…

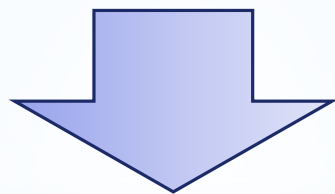
「習志野市空家等対策計画」

を策定

2. 空家等実態調査

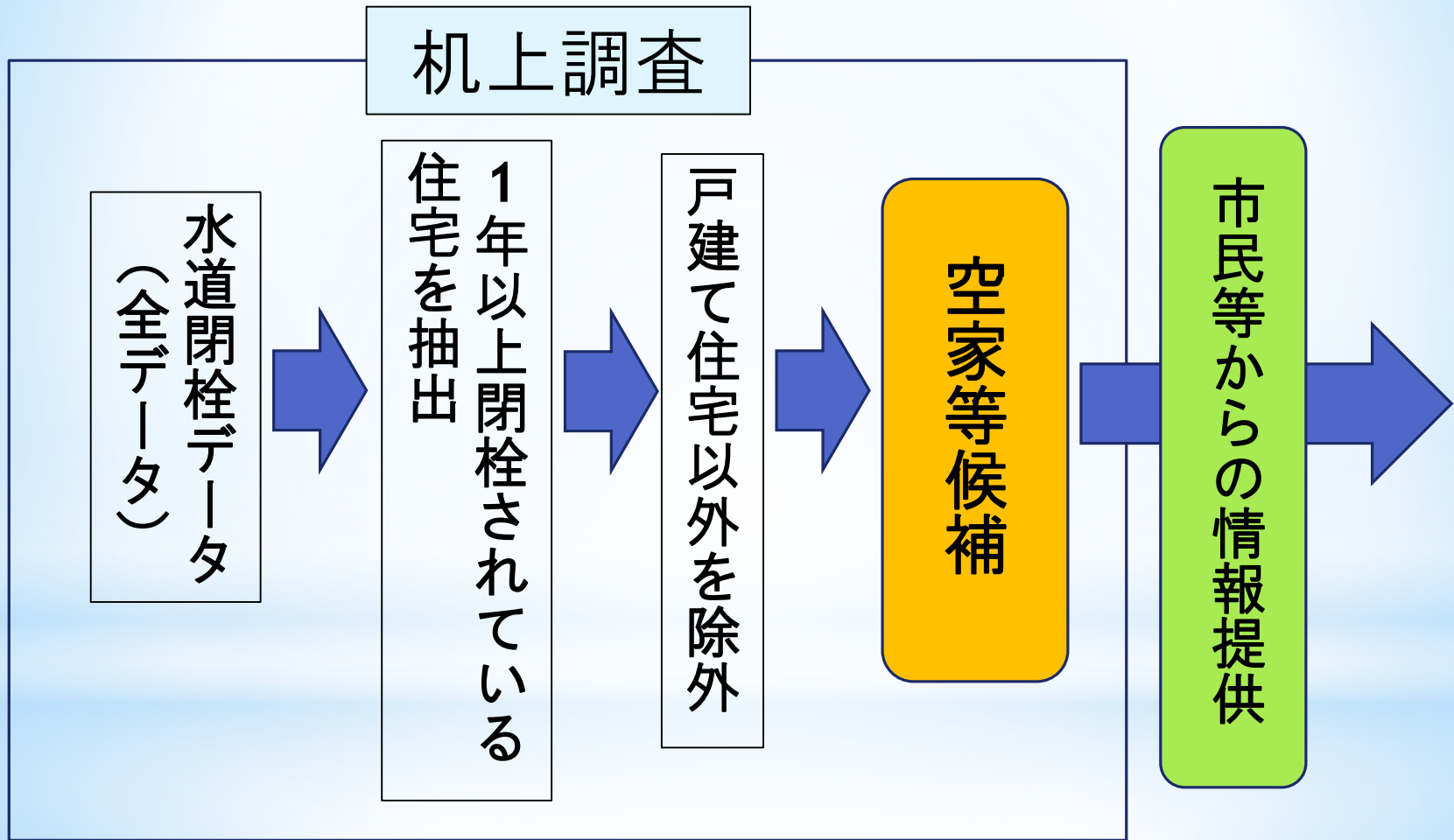
◎市内にはいくつの空家等が存在するのか

「空家等実態調査」 を実施

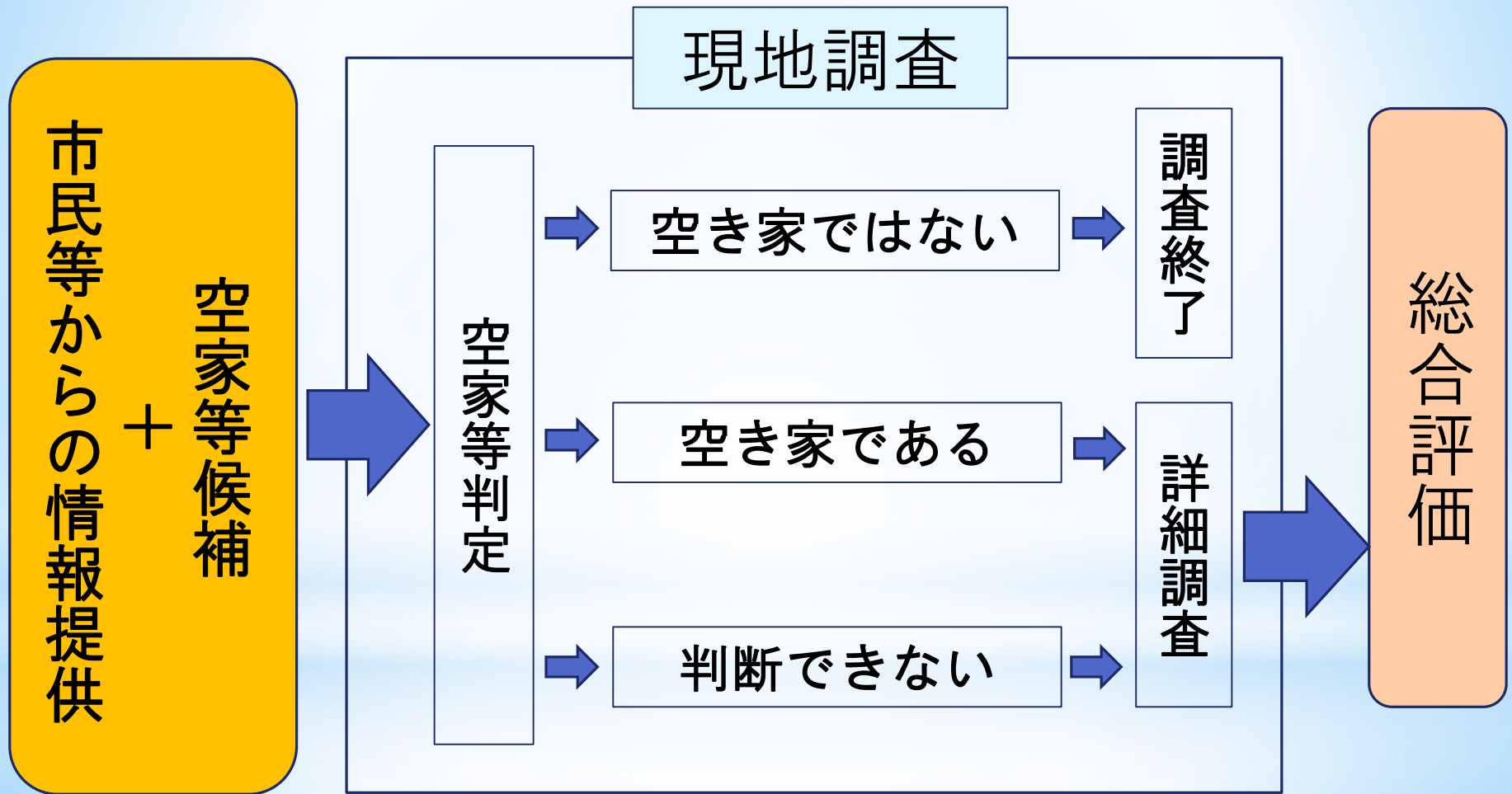


空き家管理システムの構築
(データベース化)

◎実態調査の手順① ～机上調査～



◎実態調査の手順② ～現地調査～



◎総合評価① ～老朽危険度判定～

ランク	老朽危険度判定基準
A	【危険度が高い空き家】 ・ 屋根の大部分が陥没又は外壁の大部分の外装材が腐敗あるいは剥離している ・ 傾きがある
B	【危険度が中程度の空き家】 ・ 屋根、外壁に破損がある ・ 傾きがある
C	【危険度が低い空き家】 ・ 屋根、外壁に破損がある ・ 傾きがない
D	【危険がない空き家】 ・ 屋根、外壁に破損がない ・ 傾きがない

◎総合評価② ～周囲に対する影響度判定～

ランク	周囲に対する影響度判定基準
a	隣家又は公道を通行する人、車両に悪影響を及ぼす 可能性が大きい
b	隣家又は公道を通行する人、車両に悪影響を及ぼす 可能性がある
c	隣家又は公道を通行する人、車両に悪影響を及ぼす 可能性がない

◎総合評価③ ～クロス集計～

「特定空家等」になる可能性あり

老朽危険度判定

合 計

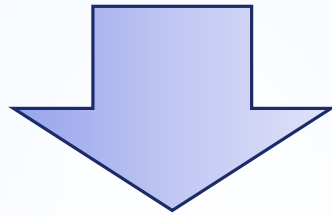
		A	B	C	D	合 計
影響度判定	a	1 1				1 3
	b	1				5 8
	c	0	1	1 9	1 9 4	2 1 4
合 計		1 2	3 6	3 5	2 0 2	2 8 5

リフォームにより、
利活用又は市場流通の
可能性あり

3. 本市の空家等に関する主な課題

- ① 法に基づく「空家等」の基準に該当しない空き家も市内には多く存在すると考えられることから、このような空き家を把握するための効果的な調査手法を検討したうえで、定期的な調査を実施することが必要。
- ② 「特定空家等」になる可能性が高い12戸は、判定をするためにより詳細な調査の実施が必要。

③空家等の問題は、
多岐にわたる専門知識が必要となることから、
様々な情報提供や相談に対応できる体制が必要。



庁内関連部署・専門家団体との
連携体制の構築が必要

4. 空家等対策に関する基本方針

基本方針Ⅰ

良好な環境で快適に暮らせるまちを実現するため「発生抑制・適正管理」を促進します

基本方針Ⅱ

利活用による活気のあるまちを実現するため「利活用」を促進します

基本方針Ⅲ

安全・安心に暮らせるまちを実現するため「特定空家等の問題解決」を推進します

5. 基本方針に基づく取り組み

基本方針Ⅰ

良好な環境で快適に暮らせるまちを実現するため「発生抑制・適正管理」を促進します。

- (1) 所有者、市民への意識啓発
- (2) 適正管理を促す文書の送付
- (3) 実態把握のための継続的な調査の実施
- (4) 発生抑制・適正管理に係る支援制度
- (5) 相談、実施体制の整備

基本方針Ⅱ

利活用による活気のあるまちを実現するため
「利活用」を促進します。

- (1) アンケート調査による所有者の意向把握
- (2) 関係団体等と連携した利活用の促進
- (3) 利活用・除却に係る支援制度

基本方針Ⅲ

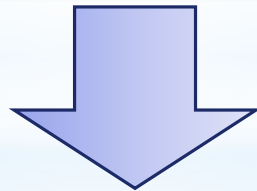
安全・安心に暮らせるまちを実現するため
「特定空家等の問題解決」を推進します。

- (1) 立入り調査の実施
- (2) 特定空家等の判断基準の設定
- (3) 特定空家等判定委員会の設置
- (4) 習志野市空家等対策協議会の関与
- (5) 法に基づく措置

実家が空き家になったら

所有している家に
住まなくなったら

住む予定のない
住宅を相続したら



今から考えることが大切！！